

パブリックコメントに対する考え方・対応

No.	意見	考え方・対応
1	<p>資料編 4-4 避難場所、避難所（福祉避難所）開設予定地の対象とする異常な現象の種類に、休火山、活火山の噴火による「大規模降灰」か「降灰」を追加明記して欲しいと思います。</p> <p>千葉県は富士山などが噴火した場合に想定される火山灰による被害想定や県の取り組みまとめた指針を策定した。富士山が噴火すると千葉県内でも数センチメートルの灰が積もる恐れがある。</p> <p>ご検討の程よろしくお願い申し上げます。測る</p>	<p>富士山等の噴火に伴う降灰が本町に影響する可能性は大いに考えられるところですが、現時点において、火山噴火や噴火に伴う降灰による避難所の設置は予定しておりません。ただし、火山噴火の影響により、大規模な停電が発生した場合などは、必要に応じて避難所の開設を行い、住民の皆さまの安全の確保を図るなど、風水害編に準じた対応にあたります。また、千葉県策定の「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針」を踏まえ、適切な災害対応の検討を行ってまいります。</p>
2	<p>資料編 9-6 罹災証明に関する様式、9-7 被災証明に関する様式について、申請書（交付・再交付）の申請者ハンコ印を省くことは可能ですか。</p> <p>ご検討お願い申し上げます。</p>	<p>現在、庁内全体で押印廃止可能な手続について整理を行っており、いただいたご意見の様式についても同様に対応する予定で進めております。</p> <p>全体の方向性が固まり次第、当該様式については見直しを行い、申請書（交付・再交付）への押印については廃止いたします。</p>
3	<p>【防災定点カメラの設置について】</p> <p>遍照寺や一宮カントリー倶楽部に一時避難する場合、住民や東浪見小児童、東浪見こども園児が軍茶利大堰の亀池の破堤点前、雨竜湖の破堤点前を避難経路として使用します。</p> <p>亀池・雨竜湖の決壊や倒壊、大雨洪水がある場合など、定点カメラの設置（総務課、教育委員会、各学校・保育施設がモニター確認可能にする）を提言します。</p> <p>防災定点カメラ設置案は2020年に教育委員会へ提言しましたが設置には至っておりません。</p> <p>みなさん御承知の通り、東浪見地区周辺は避難経路がごく限られた地域であります。住民の防災・減災意識も日頃からないと助かる命も消えてしまいます。</p> <p>ご検討よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>町においても浸水が想定される地域における避難経路の安全確保は重要な事項と認識しております。今回のご指摘を踏まえ、関係機関・関係課とも協議しながら、定点カメラの設置による現地情報の把握等の方策を含めた、安全な避難の確保について引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、町ではため池に関するハザードマップも公表しておりますので、災害リスクの把握の参考にしていただき、避難経路の検討に役立てていただけますと幸甚です。</p> <p>今後も住民の皆さまの防災意識向上に係る方策について、検討してまいります。</p>

No.	意見	考え方・対応
4	<p>【津波避難タワー建設について】</p> <p>2023年1月8日（共同通信）より危険な津波避難タワー6県21基</p> <p>想定変更で高さ強度が不足。東日本大震災後に最大級津波想定が見直され太平洋沿岸の約400基の津波避難タワーのうち6県15市町村の計21基で高さや強度が足りなくなったことが8日共同通信の全国アンケートで分かった。とある。</p> <p>津波避難タワーの利点は短時間で避難完了するが、短所が多く一宮町に建設は疑問です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 想定を超える津波が襲来した場合、二度逃げ出来ない 2. 一宮町、東浪見地区をはじめ住民の多くは高齢者で、高さのある避難タワーの階段登り降りは非常に困難と予想。命を守るには海より遠くへ高台へ避難。 3. 大昔と違い、沿岸部付近には民家建物が多く建設されている。その建物が瓦礫となり水圧と共に津波で押し寄せた場合、避難タワーと人間は無事では済まない可能性がある。 4. 建設費高額（1基約4.5億円） 安全面、防犯面、責任の所在、長期的定期的メンテナンスの費用 5. 定員人数の制限 <p>有難いことに避難タワー建設案を住民の為に考えてくれている町議員さん達が居られますが、専門家（大学教授、地震研究所、危機管理専門家、千葉県危機管理部）との会議で地域住民も巻き込み多角的な議論を慎重に行って欲しい。</p> <p>避難タワーよりも常日頃からの住民の防災減災意識向上と避難経路の安全管理と整備に重点を置いて、一宮町の防災を正しく知り一宮町の海と共に生きる暮らしを続け、後世にバトンを渡したい。</p>	<p>現在、本町において津波避難タワー建設の予定はございませんが、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、各地区における避難場所の指定や沿岸部に位置する中高層マンションやホテル等との災害時における一時避難に関する協定の締結を推進するなど、避難場所の確保に努めております。</p> <p>なお、ご指摘にもありますように、津波避難タワーはコスト面や収容人数、設置場所の確保などの問題もあることなどから、先進自治体の動向等に注視しつつ有効性を見極めてまいりたいと思います。</p> <p>また、町としましても、災害時（特に津波災害）は住民の皆さんがいち早く避難行動をとり避難ビルや避難場所に移動することが重要であると考えております。日頃から災害時の情報を正確に把握できるよう引き続き検討を重ねるとともに、安全かつ迅速に避難できるよう道路の整備など様々な環境の整備に努めてまいります。</p>

No.	意見	考え方・対応
5	<p>【該当ページP.325 第2節 自主防災組織の取るべき措置】</p> <p>質問</p> <p>①修正前の一宮町地域防災計画（H25年P273）と今回の修正案の『自主防災組織の取るべき処置』は一字一句変更なし、PDCAをされたのでしょうか？</p> <p>問題点、提案、追加</p> <p>貴グループも十分認識していると思われませんが、災害直後の自治体や防災機関の「公助」による活動は制限されることが予想されます。このため、地域における防災対策では、「自助、共助」が重要であり、特に発生直後の初動対応は必要不可欠となります。</p> <p>被害の拡大を阻止し、生命、財産を守るため「自分の身は自分で守る」「自分たちの地域は地域のみんなで守る」といった自助、共助の考え方の重要性を持ち、家庭や地域における防災活動に積極的に取り組むことが必要です。</p> <p>①区分 東海地震→発生時に変更</p> <p>②発生時取るべき措置に内容追加</p> <p>イ) 出火防止、初期消火 ロ) 救出、介護 ハ) 避難 ホ) 給食、給水</p> <p>宜しく検討お願いします。</p>	<p>今回の修正作業に当たり、改めて千葉県地域防災計画等を参考に内容の確認を行っており、地震・津波編附編のご質問の箇所については、今回修正の必要がないと判断したため、変更を行っておりません。</p> <p>また、問題点、提案、追加に関しまして、ご指摘のとおり、町においても「自助、共助」が重要であるとしているところであり、住民の皆さまが災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、それを実践できるよう、引き続き防災教育、防災広報の強化や防災訓練の充実に努め、地域の防災力向上を図りたいと考えております。</p> <p>なお、地震・津波編附編については、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間において取るべき措置等を中心に定めた計画であり、地震発生後の応急、復旧対策は、第2編（地震・津波編）で対処することとしております。今回ご提案いただいておりますが、地震・津波編附編策定の趣旨等を踏まえ、区分等の変更は行いません。</p>

No.	意見	考え方・対応
6	<p>防災計画の 470 ページを読んでいませんが、ところどころに出てくる言葉に車は使わない、電話はしない、という言葉がみられました。</p> <p>最近地区でも避難訓練がありました。現実には台風や津波が来た時その2項目は通用するか不安です。役場近くの人にききました。私たちは避難訓練には参加しないよ、だってそうなったら役場が近いからそこに行けばいいから。近くない人は訓練のように歩いて高台の公園に行くんでしょうか。雨がふっていてもお年寄りも歩くんですね。屋根もない公園でどうするのですか。東北の大川小学校の児童は雪が降ってきたそうですね。ディズニーランドはかっぱのようなマントでしょうか配られたそうです。訓練だけなら公園はいいと思いますが本当にそうなったら、歩いて避難できるでしょうか。今、車中泊が流行っていますね。どこかに泊まるにしても町民が全員寝泊りは難しいでしょう。ホテルや役場近くの方はラッキーですね。県立長生特別支援学校は、スクールバスで一宮カントリーに避難します。しかし、必ずしもバスが揃っているとは限りません。そこで、本来職員の自家用車は使いませんが、緊急ですので、バスがなかった時は、決められた職員の車に分散します。</p> <p>本当に避難しなくてはいけない時、日中でしたらまず、町民は自宅にいないでしょう。そんな時車はだめ、と言っていたら子供は迎えに行けず、台風でも歩いて公園ですか。車の中に寝泊りできれば体育館にたくさんの方が入りきれないことはないのではないのでしょうか。3.11の時固定電話は通じました。</p>	<p>本計画では、地震・津波編附編の中で、東海地震注意情報の発表から東海地震に係る警戒宣言が発令されるまでの間や、東海地震に係る警戒宣言発令後は、電話の輻輳等により掛かりにくくなる状況が想定されるため、電話が利用できないことを想定した事前準備や電話利用自粛のご協力、また、県、町、放送局等防災関係機関に対する電話による問い合わせ自粛をお願いしているものであり、災害時における住民の皆さまの電話の使用を制限しているものではございません。</p> <p>災害時においては、テレビ・ラジオ等に加え、スマートフォン等を活用して積極的に情報の収集を行っていただきたいと考えております。</p> <p>また、災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることに加え、緊急車両の通行の妨げになることや、水害では水没なども懸念されるため、本町においても避難は徒歩を「原則」としております。</p> <p>ただし、各地区の災害リスク、避難場所までの距離、避難路の状況、自身が要配慮者であるかなど、住民の皆さまの置かれる状況はそれぞれ異なりますので、必要に応じて自動車の利用を検討し、安全かつ確実な避難方法を選択していただきますようお願いいたします。</p>